

パブリカホーム大府 運営規程（日中サービス支援型共同生活援助）

（事業の目的）

第1条 株式会社 AHP が設置するパブリカホーム大府（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に規定する指定共同生活援助事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた利用者に対し、適正な指定共同生活援助事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の従業者は、利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行うものとする。
- 2 事業所の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）及び指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年大府市条例第3号）その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 パブリカホーム大府
- (2) 所在地 愛知県大府市柁山町三丁目336番地の1

2 当該事業所の共同生活住居の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（本体住居、サテライト型住居）

名 称	類 型	所 在 地
パブリカホーム大府 1階住居	本体住居	愛知県大府市柁山町三丁目336番地の1 1階
パブリカホーム大府 2階住居	本体住居	愛知県大府市柁山町三丁目336番地の1 2階

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス管理責任者 1名（常勤職員）
サービス管理責任者は、個別支援計画の作成、継続的なサービス管理及び評価を行う
- (3) 従業者
世話人 11名（常勤職員1名、非常勤職員10名）
世話人は、指定共同生活援助の提供にあたる。
生活支援員 12名（常勤職員3名、非常勤職員9名）
生活支援員は、利用者に対して、入浴、排泄又は食事の介護等を行うものとする。

夜間支援従事者 12名（非常勤職員12名）

夜間支援従事者は、夜間及び深夜の時間帯において、利用者の状態に応じた介護等の支援を行う。

（入居定員）

第5条 指定共同生活援助の事業所としての定員は、20名とする。

内訳

共同生活住居の名称	定 員
パプリカホーム大府 1階住居	10人
パプリカホーム大府 2階住居	10人

（指定共同生活援助の内容及び主たる対象者）

第6条 指定共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者に対する相談
- (2) 食事の提供
- (3) 健康管理・金銭管理の援助
- (4) 余暇活動の支援
- (5) 緊急時の対応
- (6) 職場等との連絡・調整
- (7) 体験利用における支援

2 事業所において指定共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 知的障害者
- (2) 精神障害者
- (3) 身体障害者
- (4) 難病等対象者

（利用者から受領する費用の額）

第7条 事業所は、指定共同生活援助を提供した際は、利用者から指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 家賃は、1月あたり35,000円を徴収する。
- 4 光熱水費は、1月あたり15,400円を徴収する。
- 5 食材料費は、1日あたり朝食330円、昼食660円、夕食550円を徴収する。
- 6 日用品費は、1月あたり5,000円を徴収する。
- 7 日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 8 体験利用に係る費用については利用日数に合わせ案分した額とする。
- 9 前各項の費用の支払いを受ける場合は、利用者に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

（入居にあたっての留意事項）

第8条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービスの提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 気分が悪くなったときは、すみやかに申し出る。

(2) 入居にあたっては、別に定める入居規則を守り、他の入居者の迷惑にならないようにする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、共同生活援助の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(3) 事業所は、利用者の希望や必要に応じて成年後見制度の利用を支援する。

(4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(5) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第12条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後6カ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 職員は、その業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者並びにその家族に関する情

報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者並びにその家族の同意を得るものとする。

5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、共同生活援助に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から5年間保存するものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は設置者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。